「消費生活用製品安全法のご紹介」

消費生活用製品を製造・輸入、または、販売される事業者の皆様へ

～消費者へ安全な消費生活用製品を提供するために～

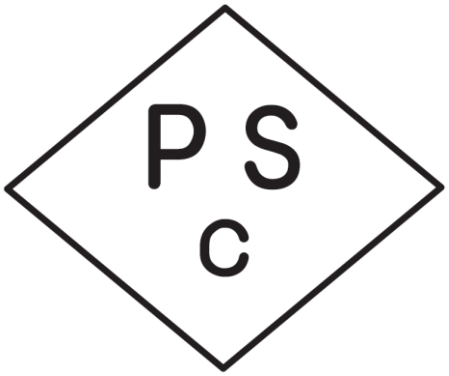

特別特定製品の表示

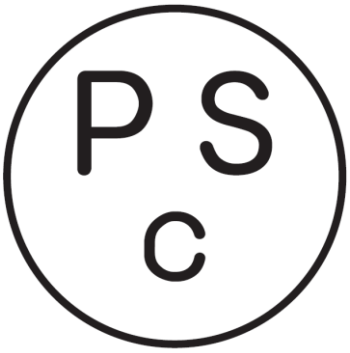

特別特定製品を除く
特定製品の表示

経済産業省　製品安全課

1．特定製品は以下の12品目

・家庭用の圧力なべ及び圧力がま
・乳幼児用ベッド※
・携帯用レーザー応用装置※
・石油給湯器
・石油ストーブ
・磁石製娯楽用品
・乗車用ヘルメット
・登山用ロープ
・浴槽用温水循環器※
・石油ふろがま
・ライター※
・吸水性合成樹脂製玩具

上記に※マークが付されているものは「特別特定製品」となります。

◇特　定　製　品・・・消費生活用製品のうちで、構造及び材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多い製品
◇特別特定製品・・・特定製品のうち安全性の確保が不十分な事業者がいると認められる製品

＜対象となる製品例＞　※各特定製品の解釈はこちらを御参照ください。
携帯用レーザー応用装置：レーザーポインター、レーザー照準器、レーザー距離計、レーザー光を放出する玩具、放射温度計（レーザー光で測温位置を決定するもの）等
浴槽用温水循環器　　：ジェットバス、24時間風呂

2．特定製品の製造・輸入事業を行うには、届出等の手続が必要

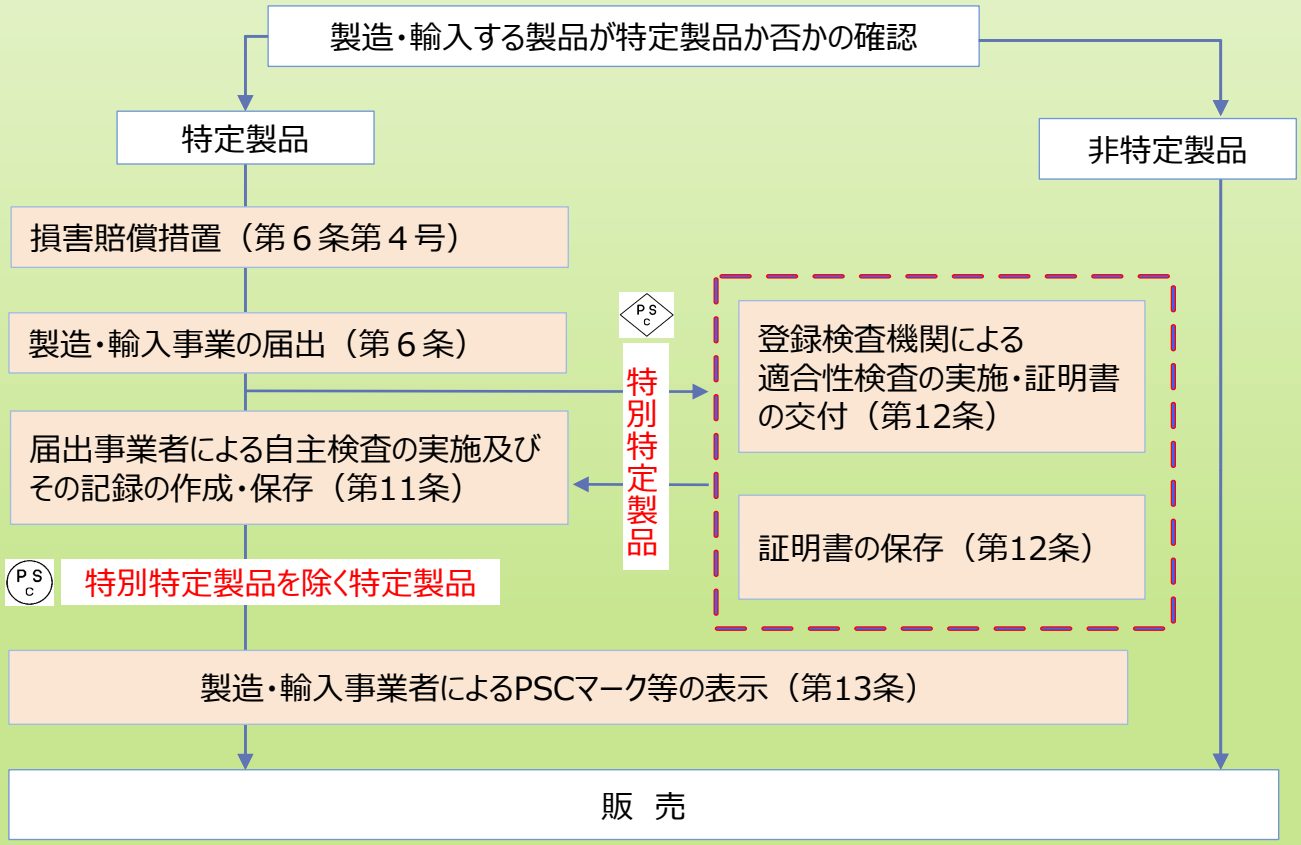

事業開始の届出のほか、当該届出の事項に変更があった時や事業の譲り渡し、相続、合併及び廃止等があった場合は、遅滞なく、届け出なければなりません。
なお、各種届出につきましては、保安ネットにより電子化されております。詳しくはこちらを御参照ください。

３．法令違反には罰則等が発生

法律に違反すると、違反行為に応じて最高１年以下の懲役若しくは１００万円（法人の場合にあっては、１億円）以下の罰金から２０万円以下の過料まで段階的に課せられる場合があります。

4．特定製品を製造・輸入し、販売するときに表示が必要

届出事業者が表示しなければならない事項は以下のとおりです。また、販売事業者は、以下の表示が付されていることを確認のうえ、販売しなくてはなりません。

①特定製品に表示が義務付けられるマーク

特別特定製品の場合

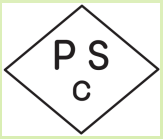

特別特定製品を除く特定製品の場合

②適合性検査を行った登録検査機関の氏名又は名称（特別特定製品のみ）

登録検査機関一覧は以下URL先を参照

http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/tourokukensakikan2.pdf

③届出事業者の氏名又は名称

④使用上の注意事項等

注1）　上記②及び③は、経済産業大臣の承認を受けた略称又は記号、若しくは経済産業大臣に届け出た登録商標による表示でも可能です。

注2）　表示場所及び上記④の内容は、特定製品やその仕様等によって異なります。詳細につきましては、以下を参照下さい。

・経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令　ー別表第１

・消費生活用製品安全法特定製品関係の運用及び解釈　ー別表。

◇特定製品への表示例(携帯用レーザー応用装置の場合)

<u>＜表示場所＞レーザー応用装置の外面の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載</u>

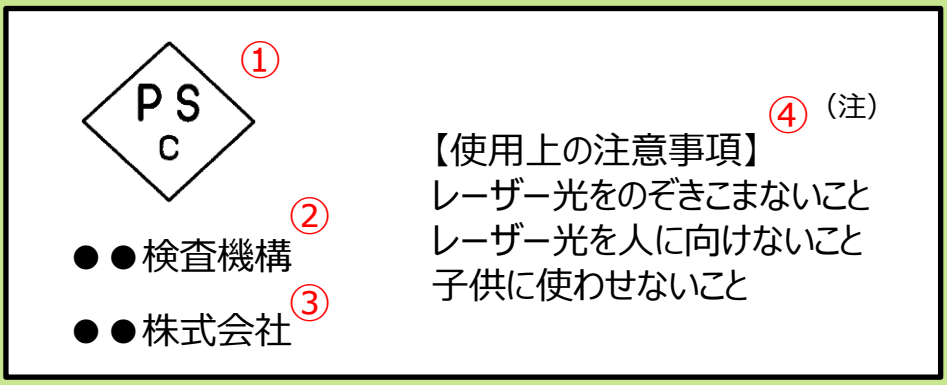

（注）玩具等、製品の仕様によって記載が不要となる注意事項があります。

〈届出・相談窓口〉

【地方経済産業局】最寄りの地方経済産業局でご相談を受付けております。

北海道経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 060-0808　札幌市北区北八条西2-1-1　札幌第一合同庁舎
TEL：011-709-1792　（管轄）北海道

東北経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒980-8403　仙台市青葉区本町3-3-1　仙台合同庁舎（Ｂ棟）
TEL：022-221-4918　（管轄）青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関東経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 330-9715　さいたま市中央区新都心1-1　さいたま新都心合同庁舎１号館
TEL：048-600-0409　（管轄）茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県

中部経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 460-8510　名古屋市中区三の丸2-5-2
TEL：052-951-0576　（管轄）富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県

近畿経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 540-8535　大阪市中央区大手前1-5-44　大阪合同庁舎１号館
TEL：06-6966-6098　（管轄）福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 730-8531　広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎３号館
TEL：082-224-5671　（管轄）鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 760-8512　高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎
TEL：087-811-8526　（管轄）徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州経済産業局　産業部　消費経済課　製品安全室
〒 812-8546　福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎
TEL：092-482-5523　（管轄）福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

内閣府　沖縄総合事務局　経済産業部　商務通商課　消費経済室
〒 900-0006　那覇市おもろまち2-1-1　那覇第２地方合同庁舎２号館
TEL：098-866-1741　（管轄）沖縄県

消費生活用製品安全法に係る全般的なご相談等は、下記にて受付けております。

経済産業省　大臣官房　産業保安・安全グループ　製品安全課
〒 100-8901　東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1511（代）
（管轄）工場や事務所等が複数の地方経済産業局の管轄内に存在する場合など

※消費生活用製品安全法　法令業務実施ガイド
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20230724gaido.pdf

※そのほか詳しくは、こちらのホームページを参照してください。
https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/index.html

令和6年12月現在